

平成 25 年度 鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務に 関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「平成 25 年度 鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務 仕様書(案)」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 過去に、交通システム導入に係る類似の調査を受託し、鉄軌道等に関する許可・特許申請等に関する検討を実施した事があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)及び(3)の要件を満たすこと。

3 企画提案書等の提出

- (1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

平成25年6月13日(木)～平成25年6月25日(火) 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進班
担当:喜久里(キクサト)

電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)又はFAXにより提出

(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

平成25年6月28日(金)までに申込者全員に、FAXにより回答する。

(2) 応募申込書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

平成25年6月13日(木)～平成25年6月25日(火) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

応募申込書(様式2)を持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)又はFAXにより提出

(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

(3) 企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

平成25年6月13日(木)～平成25年7月3日(水) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

エ その他

詳細については、企画提案書等作成要領(別紙1)による

4 ヒアリングについて

(1) ヒアリング対象者の選定(第1次審査)

ア 企画提案者が多い場合、別紙2の評価基準に基づく審査により4社程度を選定し、ヒアリング(第2次審査)を実施する。

イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

(2) ヒアリングの実施(第2次審査)

ア 実施場所

沖縄県庁内会議室

イ 実施予定期間

平成25年7月12日(金)を予定

注)実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

ウ 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内。

(3) その他

ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

5 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務企画提案業者選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙2による。

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。

(4) 契約の締結

委員会で選定された企画提案書の企画提案者と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次の企画提案者を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案者のみに通知する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成 3 年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(別紙1)

企画提案書等作成要領

第1 企画提案書等の作成

企画提案者は、この要領により企画提案書等を作成し提出するものとする。

第2 企画提案書等の内容

1 提出すべき企画提案書は次のとおりとする。なお、提出にあたっては、(様式3)を添えて提出すること。

(1) 会社概要書(様式4)

(2) 会社の業務実績(様式4-2)

過去10年間に受託した下記に示す同種・類似業務実績を記入すること。

同種業務：鉄軌道等に関する許可・特許申請等に関する検討及び申請資料作成

類似業務：公共交通需要喚起、利用促進に係る啓発活動等に関する検討業務

注)上記業務には、施設整備に関する設計のみの業務を含まない。

(3) 業務実施体制(様式5)

(4) 予定技術者の経歴(様式6)

業務経歴については、過去10年間に受託した(2)に示す同種・類似業務実績を記入すること。

(5) 予定技術者の業務実績(様式7)

過去10年間に受託した(2)に示す同種・類似業務実績を記入すること。

(6) 企画提案(任意様式)

企画提案を求めるテーマは、以下の4つの事項である。テーマ毎に企画提案資料を作成すること。(A4判、テーマ毎に2頁以内)

その他、提案する事項があれば追加しても良い。(2事項以内)

① 鉄道整備計画(素案)の検討手法及び留意点

② 鉄軌道と一体となった交通ネットワーク・まちづくりに係る検討手法及び留意点

③ 整備計画案の比較評価に係る検討手法及び留意点

④ 事業化実現に向けた検討手法及び留意点

⑤ 業務実施方針、実施フロー、工程表

(7) 見積書(任意様式)

予算額 41,265 千円の範囲内で、本業務の経費に係る見積書を提出する。

なお、見積金額は、消費税を含んだ金額とする。

- (8) 業務実績及び経歴について証明できる資料(TECRIS等、証明できれば可)
- 2 用紙はA4判で、上記1の(1)～(7)の順に編さんし、長辺綴じとする。表紙(様式3)を入れ両面印刷とする。
- 3 企画提案書の提出に際し、宣誓書(様式8)を提出すること。
- 4 企画提案書等は9部提出すること。

第3 企画提案書等の提出

1 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(7階)

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進班 喜久里(キクサト)

電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

2 提出期限 平成25年7月3日(水) 12時まで

3 提出方法 持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)によるものとする。

第1次審査及び第2次審査における評価基準

評価項目	評価の着目点			
	評価の視点			
会社の業務実績 (様式4-2)	過去10年間に受託した同種・類似業務実績			
基本的に、同種業務、類似業務の順位で評価するが、件数、広域性、実績内容に偏りがなかなども踏まえ、総合的に評価する。				
小計				
予定技術者の経験及び実績 (様式5)	管理技術者	専門技術力	過去10年間に受託した同種・類似業務実績	基本的に、同種業務、類似業務の順位で評価するが、件数、広域性、業務内容に偏りがなかなども踏まえ、総合的に評価する。
		専任性	手持ち業務金額及び件数(企画提案書提出時未契約のものを含む)	手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上又は500万円以上の手持ち業務の件数が10件以上の場合は評価しない。
	担当技術者	専門技術力	過去10年間に受託した同種・類似業務実績	基本的に、同種業務、類似業務の順位で評価するが、件数、広域性、業務内容に偏りがなかなども踏まえ、総合的に評価する。
		専任性	手持ち業務金額及び件数(企画提案書提出時未契約のものを含む)	手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上又は500万円以上の手持ち業務の件数が10件以上の場合は評価しない。
小計				
テーマに対する企画提案内容	①鉄道整備計画(素案)の検討手法及び留意点		次年度以降に予定されている関係者間での協議のたたき台となることを踏まえた、検討手法の考え方や方向性、的確性や具体性について評価する。	
	②鉄軌道と一体となった交通ネットワーク・まちづくりに係る検討手法及び留意点		他の交通モードやまちづくりとの連携を考慮した、検討手法の的確性や具体性、実現性について評価する。	
	③整備計画案の比較評価に係る検討手法及び留意点		鉄軌道整備の意義・必要性等を踏まえ、県民及び関係者間の合意形成に向けた取組につなげることを考慮した、検討手法の的確性、具体性、実現性について評価する。	
	④事業化に向けた検討手法及び留意点		鉄軌道等導入にかかる課題を踏まえ、事業化実現に向けた戦略的な検討とするための的確性、具体性、実現性について評価する。	
	⑤業務実施方針、実施フロー、工程表		業務目的等に対する理解度や、実施フロー及び工程計画の妥当性について評価する。	
	⑥早期導入に繋がる追加テーマの提案		その他、早期導入に向けての広範な提案について評価する。	
小計				
合計				

※担当技術者の評価については、担当技術者全員の平均値とする。